

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	水道法	法令番号	昭和32年法律第177号
手続名	水道施設の改善指示	根拠条項	第36条第1項
処分基準	<p>水道法第5条の施設基準に適合していないときに処分できる。</p> <p>(施設基準)</p> <p>第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>三 導入施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒施設を備えていること。</p> <p>五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。</p> <p>ただし、① 給水人口5万人以下である水道事業に関する国土交通大臣の権限 ② 1日最大給水量が25,000 m³以下である水道用水供給事業に関する国土交通大臣の権限は、都道府県知事に委任されている。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 生活衛生課
			目次 No.